

五所川原市りんご病害虫特別防除対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、りんごのモモシクイガ防除の重要性が高まっている中、夏の異常高温による発生の早期化・長期化と薬剤抵抗性の発達、また農薬の再評価制度による選択可能な農薬が減少していることを背景に、青森県総合防除計画において化学農薬のみに依存しない総合防除を推進していく必要があると定められ、これに伴って交信攪乱剤の利用による病害虫防除の費用負担が増加することから、産地一丸となった総合防除の取り組みを後押しすることを目的に、交信攪乱剤購入費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年産りんごの交信攪乱剤を利用した防除に取り組む者のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 農業協同組合又は取扱販売店から交信攪乱剤を購入していること。
- (2) 市内に住所を有する個人若しくは2戸以上の生産者で構成された任意団体又は主たる事務所を置く法人であること。
- (3) 令和8年産及び9年産についても交信攪乱剤を利用した防除に取り組む意思を有していること。
- (4) 市が農業協同組合若しくは取扱販売店又は関係機関から補助金の交付に必要な情報の提供を受けること及び利用することに同意できること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員でないこと及び当該反社会的勢力と関係を有しないこと。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、交信攪乱剤の購入費用（税抜）とする。

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助率及び補助金の額は、交付対象経費の4分の1以内の額とし、補助金の交付対象となる土地の面積（以下「交付対象面積」という。）に応じた額を上限とする。

2 前項の補助金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付対象面積)

第5条 交付対象面積は、令和7年産りんごの栽培面積のうち、交信攪乱剤の設置基準を満たす面積（10アール当たり100本設置）とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を申請及び請求しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、令和7年度五所川原市りんご病害虫特別防除対策事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して令和7年8月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交信攪乱剤【コンフューザーR】の購入金額、購入数量、納入日が確認できる書類
- (2) 令和7年産の経営園地及び交信攪乱剤を設置する園地の所在、面積及び設置数量が確認できる書類
- (3) 五所川原市りんご病害虫特別防除対策事業費補助金振込口座届出書（様式第2号）

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第1号に規定する書類について、市が農業協同組合又は取扱販売店から提供される情報で確認ができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地等を調査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査により補助金を交付することを決定したときは、令和7年度五所川原市りんご病害虫特別防除対策事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により交付申請者に通知するものとする。

- 3 補助金の請求日については、交付決定日とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。